

議 長	委員長	局 長	係 長	係

第 2 1 回議会運営委員会 会議記録

日 時	開会	令和 5 年 4 月 27 日 (木) 午後 1 時 25 分				
	休憩	14:33~14:44				
	閉会	令和 5 年 4 月 27 日 (木) 午後 3 時 38 分				
会議場所	斜里町総合庁舎 3 階 委員会室					
出席委員	委員長	佐々木 健 佑		委員	木 村 耕一郎	
	副委員長	若 木 雅 美		委員	久 保 耕一郎	
	委員	小 暮 千 秋				
	委員外議員	須 田 修一郎		議長	金 盛 典 夫	
欠席委員	委員 久 野 聖 一					
参 考 人						
傍聴者数	一 般 者	名	報道関係者	名	議 員	名
事務局職員	事務局長 平田 和司		議事係長 宮下 直人			
<p>議会運営委員会を開催したので下記により記録する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 令和 5 年度斜里町議会定例会招集会議（初議会）について (説明者：宮下)</p> <p>1) 初議会の日程について 5 月 2 日 (火) 1 日とする。告示は 4 月 2 5 日に発送済み。</p> <p>2) 議事運営等について 宮 下：別紙及び資料⑤により説明。</p> <p>今招集会議の流れについては基本的に前回 4 年前の招集会議の議事運営を踏襲している。その中で、疑義事項や確認させていただきたい事項が何点かあったため、今議会運営委員会で確認させていただき、その上で招集会議を進めていきたいと考えている。</p> <p>疑義① 議員就任の宣誓について 前回の初議会では臨時議長が議員を代表して議長席から降壇し、演壇にて議員就任の宣誓を行なったが、臨時議長が議長席を離れることによって議長席が一時的にも空白になることから、降壇することは好ましくないと考えられる。これは議長会にも確認した事項であるが、やはり望ましくないということで回答をいただいている。</p> <p>この件について、臨時議長が行なうか、また、行なう場合の場所はどこにするか。それとも、臨時議長が行なわないとするのであれば、誰が行なうこととするのか、ということが確認事項である。</p> <p>疑義② 議長就任の宣誓 前回の初議会では当選承諾の後、臨時議長が定めた議事日程により、臨時議長が新議長を</p>						

指名して、新議長が演壇に登壇し「議長就任の宣誓」「議会運営の基本方針」を行なっている。しかし、新議長が当選した時点で議長は誕生し、議場内には議長が2人在することとなるため、当選承諾後、議長を交代して新議長による議事日程として、議長席で議長就任の宣誓及び運営方針を述べるべきではないか、と考えられる。

前回と同じ、とするか、あるいは直ぐに交代して、議長席で行なう方がよいか、ということが確認事項である。

疑義③ 議案審議の順番

前回は、初議会当日に、一部事務組合議会議員の選挙の後、理事者側が入場して町政報告を行った後、同意第1号として監査委員選任同意、同意第2号副町長選任同意としていたが、監査委員の選任同意は監査委員が議会内で選出されてから行政側に伝えられ、初めて議案となるため、厳密には当初の議事日程に記載することは出来ない。

議会人事に係る議案であるという事では、急を要する議案として先議することも出来るが、その場合、当初の議事日程には入れずに、追加日程として議案とし、議事日程に追加して、日程の順序を入れ替えてから、審議するのが妥当かと思われる。

従来どおり、とするか、または追加日程方式にするか、ということが確認事項である。

3) 議員就任の宣誓について

宮 下：資料①により説明。

4) 正副議長及び正副委員長選挙について

宮 下：資料②により説明。

資料には記載していないが、今後の人事案件にかかる選挙立会人についても、今回の正副議長選挙の立会人と同じ人数とすることでよいか、ご確認を願いたい。

平 田：副議長選挙について、以前より当選の承諾を自席にて行ない、一旦着座した後、議長より「登壇をして挨拶をしてください」という流れであったが、議会の流れとしてはあまり好ましくないと考えられる。他市町村議会の初議会の流れをみると、当選の承諾を登壇してから行ない、そのまま引き続き挨拶をするという流れが多かったので、今回確認事項として記載させていただいたところである。

5) 議長就任の宣誓及び議会運営基本方針について

宮 下：資料③により説明。

平 田：事務局の方で一応参考ということで宣誓と運営方針の文案を載せさせていただいた。前回の初議会のファイルを今の内容に若干修正したものである。参考にと作成したものであるが、どのように扱うかをご確認いただきたい。

6) 各委員の選出方法について

宮 下：資料④により説明。

資料には記載していないが、監査委員の選任同意については議会選出のため、資料として

履歴書を出さないことでよいか、ご確認を願いたい。

※議長の常任委員辞任について

平 田：議員は必ず一つの常任委員会に入らなければならないという規定があることから、まず常任委員会に属することとなり、その後選任がされてから、議長はすぐに常任委員の辞任をするという流れをつくっていた。しかし、平成24年度に自治法が改正され、標準会議規則の方にだけこのことが載っており、それぞれの議会において判断できるということとなった。この件について議長会にも確認をとったが、本来的には常任委員会に所属してから辞任するということが本来の流れであるが、それぞれの議会で考えることもできるという回答であった。

斜里町議会では議員定数を14名から13名にした際に、委員会条例の中で委員会の定数を6名6名としているため、議長が除かれてしまっている状態となっている。そうであれば最初から委員会に入れない方がよいのか、この件についてご協議いただきたい。

※議長席での議員宣誓について

平 田：議長席で起立して行なうか、着座して行なうか、議長会にも確認したところ、起立すると議長が高いところから見下すこととなるため望ましくないということで回答をいただいている。着座にて宣誓を行なうことでよろしいか。→了

※副町長の退任あいさつについて

平 田：副町長が5月9日をもって退任されることとなった。5月2日の初議会には出席されたうえで、最後会議を閉じる前に退任の挨拶をさせていただきたいという申し出を受けているため、このことをご確認させていただきたい。→了

(決定事項)

◆本、議会運営委員会での確認事項 [別紙]

- (1) 議員就任の宣誓について (疑義①)
→① 臨時議長が議長席にて行なう。
- (2) 議員就任の宣誓の文案について
→A 原案通りとする。
- (3) 議長選挙について
→C 当初から投票のみとする。
- (4) 副議長の選挙について
→C 当初から投票のみとする。
- (5) 副議長の当選承諾と就任挨拶について
→B 登壇して承諾と挨拶を行なう。
- (6) 選挙立会人について
→B 3人とする。

なお、今後の人事案件にかかる選挙立会人についても3人とする。

(7) 委員会委員長の選挙方法について

→C 投票とする。所信表明については行なわない。

(8) 副委員長の選挙について

→A 委員長による指名推選とする。

(9) 議長就任の宣誓について(疑義②)

→B 直ぐに交代して議長席で行なう。

(10) 議長就任の宣誓及び議会運営基本方針文案について

→基本的に各自で準備していただく。参考例として事務局文案を SideBooks にて全議員に周知する。

(11) 監査委員の選出方法について(休憩中)

→B 協議のうえ投票とする。なお、議会選出のため、資料の履歴書は必要ないことを確認した。

(12) 各委員会委員の調整方法について(休憩中)

→協議のうえ、くじ引きとする。

(13) 議案の審議順序について(疑義③)

→B 追加日程方式にする。

(14) 議長の常任委員辞任について

→B 最初から入れないこととする。

※その他の確認事項について

◆議員就任の宣誓について[資料①]

1. 宣誓については前回と同じく、本会議中に行なう。
2. 宣誓のタイミングについては前回と同じく、会議録署名議員指名の後に行なう。
4. 町長の宣誓については前回と同じく、議員就任の宣誓後、演壇にて行なう。
6. 議員就任の宣誓文案について、原案(今回)のとおり変更する。

◆正副議長及び正副委員長選挙実施に向けた考え方について[資料②]

- ・正副議長選挙において、意思表示を本会議、休憩中を問わず行わないことを確認した。

◆各委員の選出方法について(協議確認)[資料④]

1. 監査委員の選出方法について、進行は記載の案のとおりとする。
2. 各委員会委員の選出について、④委員の調整については議員全員がいる中で、委員会室にて行なうこととした。
3. 【一部事務組合、各選出委員】について、4点記載のとおりとする。

◆議事日程(案)[資料⑤]

- ・今議会運営委員会で決定した事項により、議事日程を変更する部分があるため、修正した議事

日程を SideBooks に掲載し、確認いただくこととした。

(質疑等)

木 村：議長就任の宣誓について、問題は日程として挙げてしまっている部分があるので、事務局の提案している内容ですべてクリアしていると思われる。宣誓は演壇にて行なうという固定概念があるが、議員就任の宣誓を臨時議長が議長席にて行なうこととも絡んでくる。全国的に見ると、この日程を設けてまでやっている例はほぼ無いと思っている。

木 村：議長就任の宣誓及び議会運営方針文案について、前回の初議会においてはどのような考え方であったか、金盛議長がいるので伺ってみてはどうか。

佐々木：金盛議長、お願いします。

金 盛：自分の考えを述べるというのが議長の仕事、役割であるが、時間の都合もあり、先例に基づいた文案を参考にするということはあることで、差し支えないと考える。しかし、事務局が用意した文案をそのまま読むというのはあまりよろしくはないと考える。あくまで議長の考え方を述べるべきである。

木 村：各委員の選出方法について、A 協議のうえ、と、B くじ引き、と記載があるが、両方の併用が望ましいと考える。というのも、協議をしたが整わなかったと、簡単に言うと別の委員会に移ってもよいという人がいなかった場合、くじ引きで決定するということ。

久 保：今までは各代表者会議を開催し、バランスを取っていた。代表者会議を無くしたことによりややこしくなっただけである。今期はなかったので、「協議のうえ」と言っても、ではどこで協議するのかと。木村議員が言うとおりの、皆で話し合い、納得できなければくじ引きということによいと思う。

金 盛：議長の常任委員辞任について、自治法が改正され、議員が複数の常任委員会に属することが可能となり、その際に議長は委員会に属さなくてもよいという解釈に変わったはずである。そうであれば、A 一度所属してから辞任、というのは無くしてもよいのでは。

平 田：変わっているのはそうであるが、斜里町議会がそのようにして行なう、と決めた経過がまったく無く、記録が何も残っていない状態である。

木 村：運用を変える前には、前回のものをこういう風に変えた、として残しておかなければならないものであり、今後においてもそうである。

久 保：説明はあったが、文字として残っていないだけだと思う。

木 村：いずれにせよ、法律的にクリアしているのであれば何ら問題はない。

3 その他

1) 新型コロナウイルス対応について

(説明者：宮下)

・本年3月3日に開催された、新型コロナウイルス対応連絡会議での決定事項をもとに、同日、議会運

営委員会で確認を行い、周知・共有させていただいた内容である。当面の対応について、本会議に際しての感染防止対策として、登庁前及び登庁時の検温実施、会議期間中の議場内のマスク着用及び手指消毒のご協力をお願いさせていただいている。

また、5月8日からは新型コロナウイルスが2類から5類へと移行されるが、今招集会議においては同様の考え方で対応で、マスク着用等はあくまで個人判断とはなるが、改めてご協力をお願いしたい。

- ・傍聴人の対応について、マスク着用と手指消毒については「お願い」ということで議場入口前に掲示をしている。

(決定事項)

- ・5月2日の招集会議では、3月定例会と同様に新型コロナウイルスの対応を行なうこととした。

(質疑等)

佐々木：議席については離れたままとするのか。

平 田：そうである。今後も同様としたいと考えている。

資料：02 [レジュメ] 230427_第21回議運委員会

03 [資料①] 議員宣誓の申合

03 [資料②] 選挙に向けた考え方

03 [資料③] 議長就任の宣誓 議会運営方針 議長発言の例

03 [資料④] 各委員選出の方法

03 [資料⑤] 議事日程

音声データ：04 [音声] 230427_第21回議運委員会(mp3)